

令和 3 年度役員選出について

1. 会長の選出（1名）

2. 副会長の選出（1名）

3. 監査員の選出（2名）

4. 関連規定

(1) 国立市立学校給食センター設置条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、本市に次の学校給食センターを設置する。

名称	位置
国立市立学校第一給食センター	国立市富士見台2丁目47番地の3
国立市立学校第二給食センター	国立市富士見台2丁目47番地の4

(管理、運営)

第2条 国立市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）は、国立市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理運営する。

(職員)

第3条 給食センターに所長その他必要な職員をおく。

(事業)

第4条 給食センターは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条に掲げる目的を達するために、国立市立小学校および中学校の学校給食用物資の調達、調理、輸送その他必要な事業を行なう。

(運営審議会)

第5条 給食センターに運営審議会をおく。

2 運営審議会は、学校給食に関する管理運営事項を審議し決定したことを委員会に答申する。

3 運営審議会委員は、委員会が委嘱する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則（省略）

(2) 国立市立学校給食センター運営審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、国立市立学校給食センター設置条例（昭和43年4月国立市条例第7号）第5条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 国立市立学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者を委嘱する。

- (1) 市立学校長代表 1名
- (2) 市立学校給食主任代表 1名
- (3) 市立学校食育リーダー代表 1名
- (4) 市立学校保護者代表 各校1名
- (5) 市立学校医代表 1名
- (6) 市立学校薬剤師代表 1名
- (7) 学識経験者 若干名

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 審議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査員 2名

2 役員は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。

5 監査員は、給食費の経理について定期および臨時に監査を行ない、その結果を審議会に報告しなければならない。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のとき会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、給食センターにおいて処理する。

附 則 (省略)

(3) 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（抜粋）

第1条 国立市特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」をいう。）の報酬および費用弁償は、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第2条 前条の特別職の職員は次のとおりとする。

(28) 給食センター運営審議会委員

第4条 第2条第15号から第60号までの特別職の職員の報酬は、別表第2による。

第6条 特別職の職員が公務のため管外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額は、市長に対して支給する旅費の例による。

第7条 特別職の職員が他の特別職の職員を兼ねる場合においては、報酬の併給を妨げない。ただし、1日のうちに重複して出張したときは、その者本来の職に対してのみ費用弁償として旅費を支給する。

第8条 この条例に定めるもののほか、その支給方法については、一般職の職員の例による。

2 その他必要な事項については、市長が定める。

付 則（省略）

別表第2

職名	報酬額
給食センター運営審議会委員	日額 9,100 円